



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 6 月 7 日 (木曜日) 第 2393 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定 (2 件) …………… (医療業務課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機  
関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先  
人不明について (3 件) …………… (自然環境課) 1
- 宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 2

頁

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 2
- 肥料の登録…………… (営農支援課) 3
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 4
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について…………… 4
- 正 誤**
- 平成24年 3 月30日付け県公報 (号外第19号) 中…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 395号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年 6 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人倫生会三州病院	都城市花繰町 3 街区14号

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年 5 月24日から平成27年 5 月23日まで

### 宮崎県告示第 396号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年 6 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
おがわクリニック	延岡市大貫町 2 丁目1206番地 1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年 6 月 4 日から平成27年 6 月 3 日まで

### 宮崎県告示第 397号

障害者自立支援法 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 6 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ハラダ調剤薬局 野田店	延岡市	薬局	平成24年 6 月 1 日
サンライト薬局 川東店	都城市	薬局	平成24年 6 月 1 日

### 宮崎県告示第 398号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (平成24年宮崎県告示第 200号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 6 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

##### 国富町役場

横山又一、香川茂一、黒木重治、黒木昌隆、坂口次男、山下進、児玉常之、小弁野太助、松原新太郎、上山貞義、森長太郎、杉尾マサエ、杉尾英俊、成田末松、青山三力、青山助義、青野為敏、齊藤幸人、川畑スエマツ、川畑秀夫、村田忍、大西仲次、池袋克枝、中野一男、長嶺良昭、田代久夫、渡辺ツタエ、渡辺耕太郎、渡辺俊明、二宮好彦、福永文應、立石真

#### 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第 200号によること。

### 宮崎県告示第 399号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (平成24年宮崎県告示第

201号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - 高鍋町役場
    - 古屋正大、倉重菜央、倉重敦志、倉重隆宏、納田一郎、矢野藤雄、矢野徳好、矢野美富
  - 新富町役場
    - 比江島三郎
  - 木城町役場
    - 株式会社後藤商事社、岩永哲夫、高塚みさき、黒木甚蔵、長友與作、津曲靖麿、東洋紡不動産株式会社、藤田敦子
  - 川南町役場
    - 甲斐ハツ
  - 都農町役場
    - 井上大作
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第201号によること。

**宮崎県告示第 400号**

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成24年宮崎県告示第272号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - 高原町役場
    - 益山半助、下村吉蔵、下村常治、外山順子、蒲生地休右エ門、鎌田善次、吉本重徳、久保田朝吉、宮崎義行、児玉義雄、松下重春、松元栄吉、松元三五郎、城山秀男、瀬戸輝彦、西元末廣、増田キク、増田米吉、中津昭三、日高イヨノ、日渡三郎、牧直右エ門、牧兵吉、有限会社下西産業、有限会社吉本牧場、有島広典
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成24年宮崎県告示第272号によること。

**宮崎県告示第 401号**

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成24年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
日南市大字 本郷北方字 鶴戸尾2735 -5	財団法人九 州陸運協会 宮崎支部	日南市大字 本郷北方字 鶴戸尾2735 -5	一般財団法人九州陸運 協会宮崎支 部	平成24年 5月15日

**公 告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (仮称) ドラッグコスモス新三股店
  - 北諸県郡三股町大字樺山4672-67 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
  - 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
  - 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
  - 平成25年1月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 1,655.93㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - 敷地南側及び西側 66台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - 建物南西側 8台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - 敷地南東側 33.0㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - 店舗内南東側 6.00㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 午前9時30分～午後10時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 敷地南東側 (No.1) 1 箇所 (出入口 1 箇所)  
 敷地南西側 (No.2) 1 箇所 (出入口 1 箇所)  
 合計 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 24時間
- 8 届出年月日  
 平成24年 5月25日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、  
 宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城  
 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務  
 事務所総務商工センター
- (2) 期間  
 平成24年 6月7日から平成24年10月9日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
 宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間  
 平成24年 6月7日から平成24年10月9日まで
- 11 意見書の記載事項  
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地  
 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも  
 に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売  
 店舗の名称を日本語により記載すること。

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第 7 条の規定により、次の  
 とおり肥料の登録をした。

平成24年 6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第1005号	魚かす粉末	10.0魚かす粉末	TN 10.0 TP 4.0	なし	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成24年5月24日 至 平成30年5月23日
宮崎県第1006号	魚かす粉末	11.0魚かす粉末	TN 11.0 TP 4.0	なし	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成24年5月24日 至 平成30年5月23日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN : 窒素全量、TP : りん酸全量

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、  
 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成24年 6月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-19)第7484号	(株)横山建設	横山 一郎	宮崎県都城市志比田町5797-3	一般	石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業	平成24年 4月10日付けで廃業した旨の届	平成24年 4月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第7536号	(株)鎌田技研	鎌田 忠雄	宮崎県宮崎市田代町 235	一般	管工事業	平成24年 4月3日 "	平成24年 4月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第 11477号	(株)東九電気	門村 利幸	宮崎県延岡市別府町4285-1	一般	消防施設工事業	平成24年 4月6日 "	平成24年 4月6日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4902号	中村工務店	中村 武照	宮崎県都城市庄内町8063	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年 4月11日 "	平成24年 4月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-22)第5601号	岡崎工務店	岡崎 國男	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5521-5	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年 4月10日 "	平成24年 4月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-20)第 10810号	鈴木建築	鈴木 正満	宮崎県日向市大字塩見6768	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年 4月4日 "	平成24年 4月4日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-20)第 10976号	防建	福田 照美	宮崎県北諸 県郡三股町 大字蓼池13 66-4	一般	大工工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業	平成24年4月 9日〃	平成24年4月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第 11183号	中山住建	中山 繁富	宮崎県日南 市南郷町湯 上 398-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成24年4月 18日〃	平成24年4月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 11395号	双葉板金工業 所	吉田 登	宮崎県延岡 市二ツ島町 8743	一般	板金工事業	平成24年4月 18日〃	平成24年4月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第 12203号	西諸庄送興業 (株)	山元 智博	宮崎県小林 市大字堤36 63-1	一般	土工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成24年4月 24日〃	平成24年4月24日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第 12247号	タツヤ電気商 会	安藤 建也	宮崎県児湯 郡新富町富 田北一丁目 46-1	一般	電気工事業、管工事業、消防施設工事業	平成24年4月 10日〃	平成24年4月10日 (全廃業)

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年6月7日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 随意契約に係る調達件名及び数量  
宮崎県立病院電子カルテシステム運用保守業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 随意契約に係る契約金額  
60,453,540円
- 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

### 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年6月7日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

- 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1級	平成24年9月8日(土)午前9時から午後5時ごろまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 実施場所  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部
- 定員  
15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)
- 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの  
(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者  
(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 検定申請手続  
(1) 受付期間  
平成24年7月31日(火)から8月10日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで  
(2) 検定申請書等提出先  
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)  
(3) 提出書類  
ア 検定申請書 1通  
イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)  
ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)  
エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)  
オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者)  
カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定す

る者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。  
雨天時は雨合羽を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

## 正 誤

平成24年3月30日付け県公報（号外第19号）中

ページ	行	誤	正
42	4	旧法 111条	旧法第 111条

--	--